

特定非営利活動法人 美唄市スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人美唄市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道美唄市西4条南1丁目4番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、美唄市内に結成されているスポーツ団体等と連携しながら、市民がスポーツに気軽に参加できるための事業をはじめ、スポーツの振興及びスポーツ精神の涵養に関する事業を行うことによって、スポーツの振興と市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の別表に掲げるスポーツの振興に係る特定非営利活動を行う。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及振興に関すること。
- (2) スポーツ競技団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (3) スポーツ競技会、講習会その他スポーツに係る各種事業の実施及び指導と援助に関すること。
- (4) スポーツ施設の計画支援及び整備促進に関すること。
- (5) 優秀なスポーツ競技団体・競技者並びに体育功労者に対する表彰に関するこ
- と。
- (6) スポーツに関する調査研究及び情報、資料等の収集に関すること。
- (7) 美唄市スポーツ施設の管理運営受託に関すること。
- (8) 前各号に規定するものほか、この法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) スポーツ用品及び飲料水等の販売に関すること。
- (2) 有料スポーツ教室等の開講に関すること。
- (3) 有料スポーツ競技の開催に関すること。
- (4) その他、これらに準ずるもの。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会条件は特に定めないが、入会しようとするものは入会申込書を会長に提出しなければならない。

(年会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、退会届を会長に提出することによって任意に退会できる。ただし、賛助会員については、口頭による意思表示をもって退会届の提出とみなす。

2 前項による退会があったときは、会長が総会に報告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 納入された年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長及び1名を専務理事とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。

(役員の職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事は、会議の決定事項及び会長の指示する会務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または北海道知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(会長の専決処分)

第15条の2 理事会が成立しないとき、または理事会を招集する暇がないときは、会長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、定款第24条第2号の解散または合併及び同条第7号の借入金その他新たな義務の負担または権利の放棄に関する権能は除くものとする。

2 前項の規定により処分したときは、会長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員または増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事は定数の3分の1、監事は2人のうち1人以上が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会で推挙し、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応えるものとする。

(職員)

第21条 この法人には、その業務を処理させるため、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散または合併
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他
新たな義務の負担または権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により臨時総会を招集するときは、請求があつた日から10日以内に行わなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、第31条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬ

い。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第37条 第28条から第31条までの規定は、理事会において準用する。この場合、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「第26条第3項」とあるのは「第35条第3項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種に区分する。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業年度中にやむを得ない事由により事業計画または活動予算を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。この場合、当該年度終了後の総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで暫定予算を作成し、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の承認を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、会長が毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受けて総会の議決に付さなければならない。

2 決算の結果剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算に定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れ、その他新たな義務の負担または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を必要とし、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、北海道知事の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 北海道知事からの認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、北海道知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で決定した者に譲渡する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承認を必要とし、かつ、北海道知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する

(役 員)

2 この法人の成立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条本文の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

会長	高橋 稔
副会長	土肥 哲昭
副会長	奥山 裕章
専務理事	佐々木 孝嘉
理事	古関 充康
理事	丹羽 幸夫
理事	岡嶋 博文
理事	今野 亮
理事	蓮井 光夫
理事	吉岡 稔

理 事	中 村 悅 雄
理 事	奈 良 憲 司
理 事	舛 森 順 一
理 事	横 山 志 利
理 事	大 崎 磯 康
理 事	秋 本 正 信
理 事	浅 野 忠
理 事	坂 本 光 生
理 事	石 塚 孝
理 事	小 見 山 松 夫
理 事	遠 藤 忠 雄
理 事	沼 了
理 事	宮 西 博
監 事	菊 池 廣
監 事	白 川 彰

(設立当初の事業年度)

3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日に始まり、平成13年3月31日に終わる。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

(設立当初の年会費)

5 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員 1万円

(2) 賛 助 会 員 1口 5千円

附 則

この定款は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年11月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年（2019年）6月1日から施行する。

附則

この定款は、令和2年5月11日から施行する。